

水銀に関する水俣条約及び その対応について

平成 28 年 3 月
経 済 産 業 省
化 学 物 質 管 理 課

水銀に関する水俣条約 (Minamata Convention on Mercury)

条約の目的

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護する。

条約交渉の経緯

1. 2009年に国連環境計画(UNEP) の管理理事会において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための交渉を開始することを決定。
2. 2010年より水銀条約交渉を開始。
3. 2013年1月に第5回政府間交渉委員会(INC5)が開催され、条約の条文案につき合意。会合には、約140カ国・地域の政府代表の他、国際機関、NGO等約800名が出席。

条約発効までのスケジュール

1. 2013年10月9-11日に熊本県にて条約の採択及び署名を行うための外交会議を開催。
2. 50番目の国が締結した日から90日後に発効(日本は本年2月に締結済)

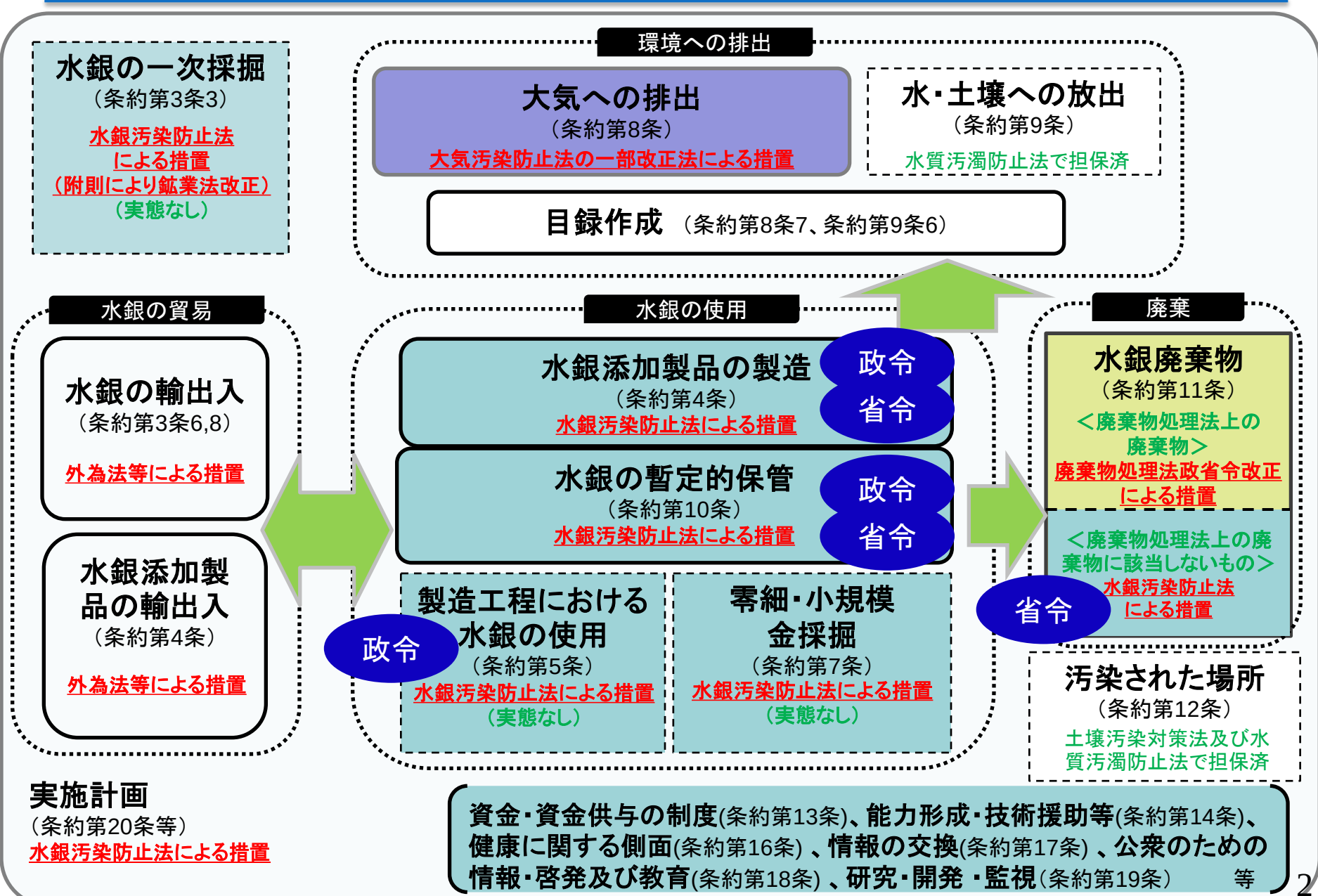


開会記念式典(水俣市)



外交会議(熊本市)

水俣条約の構成と担保措置等との関係



水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について (中環審・産構審合同会合報告書より)(概要)

下線部分は条約
を超える措置

【基本的考え方】

- 我が国には、水俣病の重要な教訓に鑑み、世界から水銀被害を無くするため先頭に立って力を尽くすべき役割。地球規模の水銀濃度の増加が予測されており、日本人の水銀ばく露量も、現状は問題ないものの、将来的に増加する可能性。日本の取組やその国際展開を通じて、地球規模の水銀濃度の増加の抑制に貢献すべき。
- 我が国の先進的な水銀対策技術や高度な水銀リサイクルシステムが国内外で評価されるよう取り組むことにより、水銀対策を加速させることが重要。
- 包括的な水銀対策制度を創設することにより、条約を担保するとともに、追加的措置を検討すべき。

【水銀等の輸出入規制】

＜輸出＞

- 水銀及び特定の水銀化合物について原則禁止とし、許可された用途であって最終使用者等を確認できる場合に限り許可 (ただし、ASGM*用途は全面禁止)
- 非締約国向けは、人健康及び環境保護の確保を説明する証明書を厳格に審査
- 輸出後に使用状況の報告を求める

＜輸入＞

- 非締約国からは一次採掘由来等でないことの証明書がある場合のみ許可

【水銀の採掘・ASGMにおける水銀等使用の禁止】

- 水銀の一次鉱出、ASGMにおける水銀等の使用を禁止

条約 § 3 水銀の供給源及び貿易、§ 7 ASGM

【製造工程における水銀等使用規制】

- クロルアルカリ製造等2つの製造工程及び塩化ビニルモノマー製造等3つの製造工程全てにおいて水銀等の使用を禁止

条約 § 5 水銀等を使用する製造工程

【水銀添加製品の製造、輸出入規制】

＜製造・輸出入の禁止の措置＞

- 電池、ランプ、計測器(工業用、医療用)、スイッチ、リレー等の各製品について、条約の禁止要件・廃止期限の深掘り・前倒しの検討
- 水銀添加製品の他の製品への組込みを防止するための具体的措置の検討

＜国内で流通する製品への措置＞

- 製品の水銀含有に関する情報提供の実施、廃製品の分別・回収の促進
- 国内で流通する水銀添加製品の数量の把握

＜その他の措置＞

- 規制の効果の確認のための試買調査の実施

条約 § 4 水銀添加製品

【水銀等の保管等】

- 環境上適正な保管を確保するための管理指針等の策定
- 一定量(30kg)以上の水銀等を保管する者は、保管状況等を国に報告

条約 § 10 水銀等の環境上適正な暫定的保管

【水銀廃棄物(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等※)】

- 管理指針等の策定
 - 管理指針等の実施状況把握のための適切な仕組みの構築
- ※その他の水銀等廃棄物は廃掃法により措置

条約 § 11 水銀廃棄物

【雑則、罰則】

- 上記各措置の遵守を確保するための必要な雑則、罰則を整備

条約 § 20 実施計画

【実施計画】

- 水銀等による環境の汚染の防止を総合的かつ計画的に推進するための各種施策を定める

* ASGM: 零細・小規模金採掘

今後の水銀対策のあり方に関する技術的事項について (中環審・産構審合同会合 第2次報告書より)(概要)

○検討の背景

- 平成25年10月に我が国で採択された「水銀に関する水俣条約(水俣条約)」の早期締結に向け、平成27年3月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」が閣議決定、同6月に国会で可決・成立(以下「法」)。
- これを受け、条約締結に必要な政省令に関する技術的事項を中心に検討を行い、結果をとりまとめ。

水銀使用製品の製造等に関する措置

■特定水銀使用製品の製造等禁止(法2条、5～12条関係)

- ・ 条約で段階的廃止が求められている製品品目(電池、蛍光灯等)について、条約を超える以下の国内措置を検討、提示。
 - ・ **水銀含有量基準等の深掘り**
 - ・ **廃止期限の前倒し(条約上の廃止期限:2020年)**
- ・ 組込製品も規制対象。製造と輸出入は同じ規制水準。(輸出入規制は外為法により措置)

＜品目別の深掘り・前倒しの検討結果の一例＞

品目	深掘り	前倒し
乾電池	－(条約上添加禁止)	2017年に前倒し
ボタン形酸化銀電池	1%に深掘り(条約上2%)	2017年に前倒し
ボタン形空気亜鉛電池	なし(条約上2%)	2017年に前倒し
一般照明用のランプ類(HPMV以外)	なし(LEDへの転換に注力)	2017年に前倒し
一般照明用の高圧水銀ランプ(HPMV)	－(条約上添加禁止)	なし



(例)ボタン形電池



(例)ランプ類(HPMV以外)

■新用途水銀使用製品の流通抑制(法13～15条関係)

- ・ 既存の水銀使用製品及びその用途をリストアップ。
- ・ 新用途水銀使用製品が健康保護又は環境保全に寄与するかどうかの評価の方法を整理。

水銀等の適正な貯蔵・水銀含有再生資源の適正な管理(法2条、21～24条関係)

- ・ 水銀及び6種の水銀化合物*並びに水銀含有再生資源**について、貯蔵・管理の指針、定期報告の内容等を整理。

* 塩化第一水銀(甘汞)、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀

** 水銀を含有し、再生利用等の処分が行われるものであって、廃棄物処理法上の廃棄物でないもの。(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等)

	水銀及び6種の化合物	水銀含有再生資源
指針の対象	・ 次のものを貯蔵している者(貯蔵を受託した者) ・ 重量濃度95%以上の水銀 ・ 重量濃度95%以上の水銀化合物(辰砂は濃度による裾きりなし)	・ 水銀含有再生資源の管理を行っている者(水銀含有再生資源の所有権を有する者) ※水銀含有再生資源の定義は、国内におけるバーゼル条約対象物の基準と整合させる
指針の内容	・ 貯蔵に関する指針	・ 管理全般に関する指針 ・ 保管に特化した指針
定期報告の対象	・ 水銀又は水銀化合物の貯蔵量が30kg以上の場合	(指針の対象と同じ)
定期報告の内容	・ 年1回、貯蔵の状況、貯蔵目的、年間収支、用途別の使用量、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告	・ 年に1回、管理の状況、管理目的、年間収支、処分作業別の処分量(又は用途別の使用量)、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告

○今後の検討事項(法の施行までに検討すべき事項)

- ・ 水銀使用製品に関する情報提供(表示等)
- ・ 水銀使用製品の適正な分別回収を徹底・拡大するための方策(製品リスト化等)

水銀使用製品に係る規制の前倒し・深掘りの検討結果

(平成 27 年 5 月 22 日 水俣条約対応技術的事項検討会中間報告書より)

品目		水銀含有量基準 の深掘りの有無	廃止期限の前倒し (条約は全て 2020 年末)
電池	乾電池	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	<u>2017 年末に前倒し</u> (既に達成済だが周知期間を考慮)
	ボタン形アルカリ電池	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり (2020 年末) (現状では達成できていない事業者も存在)
	ボタン形酸化銀電池	<u>2 %未満から 1 %未満に深掘り</u>	<u>2017 年末に前倒し</u> (おおむね達成済だが周知期間を考慮)
	ボタン形空気亜鉛電池	深掘りなし (2 %未満) (安全性・性能劣化の懸念)	
スイッチ及び継電器		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり (2020 年末) (関係者が多様であり、代替品への転換に期間を要する)
蛍光ランプ	一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ (CFLs)	深掘りなし	<u>2017 年末に前倒し</u> (おおむね達成済だが周知期間を考慮)
	一般的な照明用の直管蛍光ランプ (LFLs)	深掘りなし	
	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EEFL)	深掘りなし	
	一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ (HPMV))	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり (2020 年末) (代替品への転換に一定の期間を要する)
化粧品		<u>1ppm 以上から 水銀を使用しないことに 深掘り</u>	<u>2017 年末に前倒し</u> (既に達成済だが周知期間を考慮)
農薬系 (駆除剤、殺生物剤)		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	<u>2017 年末に前倒し</u> (既に達成済だが周知期間を考慮)
医薬品系 (殺生物剤、局所消毒剤)		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり (2020 年末) (関係者が多様であり、代替品への転換に期間を要する)
非電気式計測器 (気圧計、湿度計、圧力計、 温度計、血圧計)		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり (2020 年末) (医療機器 (血圧計・体温計) : 医療現場の実態等への対応に一定の期間を要する) (工業用機器 : 中小事業者が製造しており、代替品への転換に一定の期間を要する)

今後の予定

時期	イベント
2016年 秋～冬	「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」の策定 (策定後、条約事務局に提出)
～2017年	水俣条約発効、水銀法令施行(一部を除く)【未定】
	水銀法令の関係業界等への周知、説明会の開催
2018年1月1日	「特定水銀使用製品」の製造・輸出入規制開始 (廃止期限の前倒しを行ったもの)
2021年1月1日	「特定水銀使用製品」の製造・輸出入規制開始 (廃止期限を条約どおりとしたもの)